

農林水産省 令和5年度持続的生産強化対策事業のうち

ジャパンフラワー強化プロジェクト推進

スプレーマムの立枯性病害(半身萎凋病)に対する実証事業に関する調査研究公募要領

1. 事業の目的

近年、全国的に半身萎凋病（バーティシリウム属）および萎凋病（フザリウム属）が蔓延しており、被害の大きい施設では40%程度被害が発生する施設も現れてきており由々しき事態となっている。このような状況から、病害抵抗性の把握および開発が強く望まれている。今回の実証では、根本的な対処方法は少ないため、被害が多い高温時期に栽培される夏秋系主要品種の抵抗性の把握および抵抗性を持ち主要品種となり得る品種を探索することにより、病害により採花できなかった施設内の採花率を80%以上に向上させる。

2. 調査研究方法

スプレーマム品種の立枯性病害の抵抗性を把握するため、委託先となる試験場において、病害抵抗性判定試験（半身萎凋病（バーティシリウム属）および萎凋病（フザリウム属））により供試品種の発病率等を調査し、品種の抵抗性に関する判定を行う。生産者試作実証として、愛知県、静岡県、群馬県、栃木県および和歌山県での現地試作（20品種程度）を実施し、主力品種となり得る抵抗性品種候補の生育特性（切り花品質、採花率等）を把握する。本年度の実証は、被害の多い夏秋系スプレーマム品種にて行う。9月～10月開花の作付けにて実施し、リモート検討会および現地試作圃場検討会を行うことで、状況把握および広く全国の生産者へ周知する。

3. 研究・調査課題の規模

(1) 調査対象品目

スプレーマム

(2) 調査項目

下記課題に取り組むこととし、応募申請書に記述する。

・調査項目と調査内容

- ① 病害抵抗性判定試験（半身萎凋病（バーティシリウム属）による供試品種の発病率等の調査
- ② 病害抵抗性判定試験（半身萎凋病（バーティシリウム属）による品種の抵抗性に関する判定

(3) 委託費

1,000,000円を限度とする

4. 研究・調査実施期間

令和5年5月（契約日）～令和6年2月29日

5. 応募資格

応募者は、病害研究に関する知見を有する大学（大学院を含む）、地方公共団体の研究機関等とする。

応募者は、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究代表者、経理責任者を設置していること。

6. 公募機関数

1機関とする

7. 対象経費

費目	細目	内容	注意点
事業費	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・新品種・新技術のモデル導入に係る資機材費	
	消耗品費	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・消耗品は物品受払簿で管理すること。

旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙	

(注1) 上記の経費であっても以下の場合にあつては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(注2) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

8. 委託先機関の決定

公募期間終了後、当協議会内において委託研究先選定委員会を開催して決定したのち、速やかに応募者に対して委託研究契約書（案）を送付する。

※花き生産供給力強化協議会は、農林水産省による令和5年度持続的生産強化対策事業のうち「ジャパンフラワー強化プロジェクト推進」の取り組みとして、花き流通の効率化、国産花きの消費拡大、生産基盤の強化や生産性の向上等を目的とした事業を行っております。

以上